資　料　5

新たな過疎対策法の制定に関する提言（案）

過疎対策については、昭和４５年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、急速に進む人口減少や少子高齢化による集落の消滅、森林管理の放置による森林の荒廃、度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊や河川の氾濫など、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

地域に住み続ける住民が安心・安全に暮らせるよう、過疎地域が健全に維持されることは、都市を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

以上を踏まえ、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう、以下について提言する。

１　新たな過疎対策法の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和３年３月末で法期限を迎えるため、過疎地域が果たしている役割を正しく評価するとともに、新しい過疎対策の理念を確立させ、令和３年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定すること。

２　過疎地域の指定要件等

過疎地域の指定要件と指定単位については、現行の過疎地域を引き続き指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割を的確に反映したものとすること。

３　過疎市町村の財政基盤強化

過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等の充実により過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、地域の多様な財政需要に対応できるように過疎対策事業債を拡充すること。

４　過疎地域の環境と特性を生かした産業の振興

過疎地域における新たな雇用の場創出等による地域活性化を図るため、農地の利用、森林の管理、漁業の振興、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等、過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を図るための支援措置を充実強化すること。

５　安心・安全に暮らせるための生活基盤の確立

過疎地域において住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立するため、子育て支援対策のほか、医療・生活交通の確保、教育環境の整備などについて、広域的な連携も含めて課題に対応するための仕組みと支援措置を充実強化すること。

６　集落対策等の推進

過疎地域における深刻な人口減少、高齢化に対処し、持続可能な地域社会の実現に資するため、集落対策、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、地域コミュニティ活動、多様な主体の協働による地域社会の活性化や地域を担う人材の育成等を積極的に支援するためのソフト対策を充実強化すること。

７　高度情報通信基盤や道路網の整備促進

都市との交流等により地域社会の活性化を促進し、過疎地域における産業の振興、住民の生活基盤確立、集落対策等の推進を支える土台となる高度情報通信基盤及び高規格幹線道路等の整備を促進すること。